焼津市週休２日工事（土木工事等）特記仕様書　（別紙１）

第１条　目的

本特記仕様書は、週休２日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休２日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

第２条　用語の定義

本特記仕様書において用いる用語は次のとおりとする。

（１）週休２日

対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（２）対象期間

工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（６日間）、夏季休暇（３日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

（３）現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

（４）現場閉所率

対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数/対象期間日数）で算定する。現場閉所率が　28.5%以上の場合を４週８休以上、25%以上　28.5%未満を４週７休以上４週８休未満、21.4%以上 25%未満を４週６休以上４週７休未満とする。

（５）完全週休２日（土日）

対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、１週間に２日間以上の現場閉所を行った認められる状態をいう。ただし、受発注者間の事前協議により、予めこれに変わる定休日を設定してもよいものとする。

（６）月単位の週休２日

対象期間の全ての月において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が　28.5%　に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

（７）通期の週休２日

対象期間の現場閉所率が 28.5%以上の状態をいう。

（８）４週８休以上（港湾工事積算基準書により積算する工事の場合）

工事着手日以降の最初の土曜日又は月曜日を起算日とし、４週間を１期間とした時、１期間内に土日祝日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

第３条　実施方法

週休２日工事の実施方法は次のとおりとする。

（１）受注者は、現場着手日までに現場閉所計画表を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。なお、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に発注者と受注者とが協議して方針を決定するものとする。

（２）受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。

（３）監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。なお、規定の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

第４条　費用の計上

静岡県が定める「週休２日推進工事積算要領」を準用し、費用の計上を行うものとする。